

(脳原性運動機能障害の場合は、別紙3に加え添付すること。)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<ひも結びテスト結果>

- 1 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 2 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 3 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 4 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 5 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 計 \_\_\_\_\_ 本

イ 一上肢機能障害

<5動作の能力テスト結果>

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。 ( ・可能 ・不可能 )
- b 財布からコインを出す。 ( ・可能 ・不可能 )
- c 傘を差す。 ( ・可能 ・不可能 )
- d 健側の爪を切る。 ( ・可能 ・不可能 )
- e 健側のそで口のボタンを留める。 ( ・可能 ・不可能 )

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

- a 伝い歩きをする。 ( ・可能 ・不可能 )
- b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩行する。 ( ・可能 ・不可能 )
- c いすから立ち上がり10m歩行し再びいすに坐る。 ( ・可能 ・不可能 ) \_\_\_\_\_ 秒
- d 50cm幅の範囲内を直線歩行する。 ( ・可能 ・不可能 )
- e 足を開き、しゃがみ込んで再び立ち上がる。 ( ・可能 ・不可能 )

(注) この様式は、脳性麻痺の場合及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

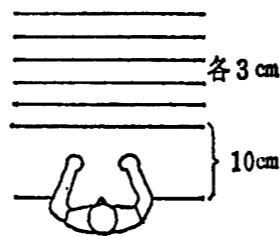
事務用とじひも(おおむね43cm規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。

(注) ○ 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。

○ 手を机の上に浮かして結ぶこと。

- ③ 結び目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。  
患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持つて封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。
- b 財布からコインを出す。  
財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。
- c 傘を差す。  
開いている傘を空中で支え、10秒間以上まつすぐ支えている。立位でなく坐位のままでよい。肩に担いではいけない。
- d 健側の爪を切る。  
大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持つて行う。
- e 健側のそで口のボタンを留める。  
のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを掛ける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

総括表

氏名	年 月 日生 ( 歳)	男 女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他 ( )
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
		障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見		
		[将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要] [再認定の時期 年 月]
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名		科 医師氏名
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する ( ) 級相当		
・該当しない		
注意	<p>1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、痺心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 肢体不自由のある者の場合は、全ての肢体不自由について記入してください。</p> <p>3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書(様式第2号 別紙2(その2))を添付してください。</p> <p>4 障害区分や等級決定のため、愛知県から改めて次ページ以降の部分についてお問合せをする場合があります。</p>	

